／１３３全國商工新聞／３４００／４面／紙面レイアウト Page 4 出力日時 2020年 3月 5日14時19分 4秒 (1)

全青協第２回幹事会

会内外で仲間増やして 業者青年交流会成功へ

「会外に打って出て、会員拡大と合わせた仲間づくりで青年部を大きくしよう」―。全商連青年部協議会（全青協）は2月15、16の両日、横浜市内で第2回幹事会を行い、三役・幹事28人が参加しました。昨年11月の全青協総会のまとめや、今年開催される全国業者青年交流会などについて討論。会外にも目を向け、一緒に活動できる仲間をつくり、青年部を前進させる意思を固めました。

佐々木亮議長が「お互いに相談しながら、一緒に運動を進めていく仲間として、今年1年やっていこう」とあいさつ。根本遼事務局長が幹事会決議案、総会のまとめ案、役員の補充を、伊丹濯（たくま）副議長・会計が総会決算案を提案しました。

討論では、「業者青年の要求や、民商について知ってもらえるように、幅広い内容で全道業者青年実態調査アンケートを集めている」（北海道）、「県青協総会で小規模企業白書の学習会をした。会外のフリーランスも参加した」（千葉）、「長崎民商青年部のカキ焼き企画に会外の青年も、紹介で参加した。訪問や電話かけで参加率が高まる」（長崎）など、各県青協・民商青年部の活動を交流。「全青協総会に参加した業者青年が副議長になった。大事に育てたい」（長野）、「新居浜では、8月のバーベキューイベントに参加した人が意欲的になり、今年から副部長に」（愛媛）など、同世代の仲間と出会うことで青年部活動に積極的になった業者青年の姿が報告されました。

9月に交流会

全国業者青年交流会を9月20、21の両日に茨城県潮来市で開催することを確認。「交流会は、同県の参加者同士も仲良くなる機会」（宮城）、「参加するまでの過程が大事。県内で交流して知り合いになると、一緒に参加しやすい」（大分）、「交流会プレ企画を開くことで参加を促しやすくなる」（福岡）、「交流会で出会った仲間が、後日、沖縄に来た際にお店に寄ってくれた」（沖縄）など、交流会で強まるつながりや、参加を広げる教訓が話されました。また、分科会の内容や、いかに参加者同士の交流を深めるかなどのアイデアを出し合いました。

主催者あいさつをする全青協の佐々木亮議長

拡大については、「総務省就業構造基本調査（2017年）」に基づく会外対象者数が出され、民商会員を増やしながら青年部の入部につなげることを提起。「事務局と役員の連携も強めて拡大したい」（群馬）、「会員が増えれば、青年部対象者も増える。会外にも目を向ける」（奈良）、「名簿を整理し、さらに拡大していく」（沖縄）など、全国業者青年交流会や全青協総会に向けた各幹事の拡大への思いが語られました。

根本事務局長がまとめ報告。「全国業者青年交流会に会外や会内の青年部対象者を誘って参加してもらうことが、仲間増やしの大きな一歩。交流会に向けてプレ企画を開き、みんなが楽しみながら、一緒に活動できる仲間を増やして前進していこう。会外に、目を向ければ、私たちが出会えていない業者がまだまだいる。外に目を向け、広げていく青年部づくりを、幹事が思いを一つにし、全国で励まし合いながら進めていく1年にしていこう」と呼び掛けました。

業者青年の実態つかもう

北海道青協 全道調査アンケート

北海道連青年部協議会（道青協）は、春の運動（1～3月）に合わせて「全道業者青年実態調査アンケート」に取り組んでいます。長らく業者青年の実態調査をしていないことや、民主商工会（民商）と青年部員のつながり強化の必要性から役員会で話し合い決定。集約目標数は、昨年12月末の青年部員現勢を最低ラインとして、各民商青年部で自主目標を立て、全道の目標数は471人分となりました。「若手業者であれば、会外業者からも集めてほしい」と呼び掛けています。

質問内容は商売のことから趣味、子育ての悩みなど多岐にわたります。婦人部の組織づくりにも役に立つよう「結婚をしていますか？」という質問には「近々する予定」という回答欄を作ったり、共済会活動を知らせるために「結婚・出産・日帰り受診でもお金が支給される場合があることを知っていますか？」という質問を設けるなどの工夫をしました。

若手業者に民商のいろいろな面を知らせ、民商役員が自分の組織にどんな青年部員がいるのか、どんな要求を持っているのかをつかむ狙いもあります。

集まった情報は、その後の魅力ある青年部組織づくりに役立てたり、行政への要請行動につなげます。「集め方」にもこだわって、青年部役員や支部役員と青年部員が顔を合わせ話をする機会として、今回のアンケート集約を呼び掛けました。

会員拡大の担い手としても、業者青年の力はとても大きい。道内においても青年部が活発な民商は紹介の広がりで会勢を維持、発展させています。民商の未来を切り開くためにも、全道一丸となって青年部の組織づくりに力を尽くしています。

民商の未来を見据えて

（北海道連・藤野しおり通信員）

「ジェンダー」問題を身近に

すべての人が当事者

弁護士 兼松洋子さんに聞く

女性の権利を求める運動が広がり、注目を集める中、「ジェンダー平等」「ジェンダー格差」など、「ジェンダー」という言葉を耳にする機会が増えています。「ジェンダー」っていったい何でしょうか。3月8日の国際女性デー（Q）を前に、弁護士法人名古屋法律事務所の兼松洋子弁護士に、その意味や、日本社会の男女格差の実態について聞きました。

かねまつ・ようこ　女性側の代理人として離婚事件を多数担当し、DVやセクシュアル・ハラスメントに苦しむ女性に寄り添う

「ジェンダー平等」と聞くと、「私は女性だけど、差別されている自覚はない」「男性としては責められているようで、腰が引ける」などと感じる人もいるのではないでしょうか。「ジェンダー」とは、性別によって社会的に固定化されてきた役割のこと。当たり前に考えられてきた「男とは外で稼ぐものだ」「育児は女の仕事だ」などという、さまざまな役割を、もう一度きっちり考え直してみようというのが「ジェンダー平等」の運動です。つまり、この社会に生きる、全ての人が当事者なんです。

意見を言えない女性

女性の立場から例を挙げれば、憲法24条は「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」とし、対等な関係から始まっているはずなのですが、家父長制の影響もいまだ色濃く、いつの間にか、女性ばかりが家事を担っている。パートに出たいと言えば、夫に許可を得なくてはいけない。育児や介護に追われ、妻は自分の意見が言えず我慢する…。そんな事例がよく私の所にも寄せられます。

自営業の人の場合、財産形成でもめることも多いです。婚姻以来、事業を長年夫婦で切り盛りしながら子どもを育ててきたにもかかわらず、60歳を過ぎて離婚を夫から切り出されて、妻に不利な状況になったと相談を受けたこともあります。

日本は世界的に遅れ

昨年12月に世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数」では、世界153カ国中、日本は121位。国会議員の閣僚数では139位、経済分野でも所得が108位と大きく遅れています（表）。

「男女雇用機会均等法」（1985年）、「男女共同参画社会基本法（1999年）などが施行されてきましたが、実現のための社会的整備が不十分なのです。いまだ、女性の半数が非正規で、賃金や受給できる厚生年金の深刻な格差を生み出していますし、保育園不足で退職を余儀なくされたり、マタハラ被害に遭ったりする女性が後を絶ちません。

所得税法56条問題も

民商婦人部が長年訴えている所得税法56条廃止もそうです。税制のせいで、所得証明も出せない、働いていることが証明できない。社会的な慣習や構造が、人権と尊厳を損なっているという事態です。

一方、男性もこれまで「家庭を顧みず仕事をするもの」というジェンダーを押し付けられてきました。家族と過ごす時間を奪われ、育休取得や子どもの行事など家族を優先すると、会社での評価に悪影響が及んだり…。こんな世の中では、女性も男性も力を生かしきることはできません。

近年、性暴力を告発する「#Me Too」や、職場でのヒール、パンプス強制への抗議である「#Ku Too」など、新しい感性を持った多くの女性たちが声を上げ、抵抗し、政治や既成概念の根本を変えていく大きなうねりが起きています。国際的にも注目を集め、今が変化の時。男性も女性もLGBTの人たちも、すべての個人の人権を守るため、手を取り合い、税制や社会構造など、枠組み自体を変えていきましょう。

上位および主要な国の順位

順位	国名	指数
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.82
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
9	ルワンダ	0.791
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
19	カナダ	0.772
21	イギリス	0.767
53	米国	0.724
76	イタリア	0.707
81	ロシア	0.706
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
121	日本	0.652

日本の分野ごとの指数と順位

分野	指数	順位
政治	0.049	144位
経済	0.598	115位
教育	0.983	91位
健康	0.979	40位
総合	0.652	121位

ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年発表している世界男女格差指数。各国を対象に、政治・経済・教育・健康の 4 部門について、男女にどれだけの格差が存在しているかを分析してスコア化し、そのスコアを元に各国の男女平等の順位をつける。（指数は女性/男性で算出、平等なら1、最低は0）

平和とジェンダー平等実現へ

Q 3・8国際女性デー

2019年の国際女性デー中央大会

20世紀初頭、アメリカの女性たちがパンと参政権を求めて起こした行動に学び、世界の女性の統一行動日として呼び掛けられました。1917年3月8日に行われたロシアの国際女性デー以降、この日が世界共通になりました。国連は1975年に、国際婦人デーに制定しました。

日本では1923年に初開催。戦時下も個人宅で集まって歴史をつなぎ、世界の女性運動と連携して発展してきました。

紙上経営セミナー

知って得する　知らなきゃNG

講師　弁護士 金井　克仁

かない・かつひと　弁護士。1982年より東京法律事務所所属。得意分野は借地借家、労働問題など

民法改正で商売どうなる？①

売掛代金時効は５年に延長 過払金返還は「知った時」から

明治29（1896）年に制定された民法が約120年ぶりに改正され、4月1日から施行されます。売買・請負・賃貸借等の契約関係のルールを改正したもので、主なもので24項目の見直しなどがされています。

東京法律事務所の金井克仁弁護士に、個人事業主や小売・サービス業に関わる改正を中心に、ポイントを解説してもらいます。

◎債権の消滅時効は10年と5年に統一（売掛代金債権の消滅時効は2年から5年に）

消滅時効とは、債権者が一定期間、権利を行使しないことで債権が消滅する制度です。債権が消滅するまでの期間（消滅時効期間）は、旧民法では権利を行使することができる時から10年ですが、例外的に、職業別の短期消滅時効（飲食料・宿泊料等は1年、小売商人や卸売商人の売掛代金等は2年など：旧法170～174条）と商事消滅時効（5年：旧商法522条）があり、統一的ではありませんでした（図1）。

そこで、今回の改正は職業別の短期消滅時効や商事消滅時効を廃止して、「権利を行使することができる時から」10年という時効期間は維持しつつ（新民法166条1項2号）、「権利を行使することができることを知った時から」5年という時効期間を追加しました（同項1号）。

いずれか早い方の経過により、時効完成で権利が消滅します（図2）。その結果、例えば売掛代金債権の消滅時効は2年から5年になりました。

いつ知ったかが重要

売掛代金債権などの契約上の債権は、「権利を行使することができる時」と「知った時」は一般的に一致し、「支払期限」となります。

しかし、過払金の返還を求める債権は、過払いの時点ではその事実や権利があることを、債権者自身がよく分からない（知らない場合）があります。そのため、いつ知ったかが重要になります。

◎生命・身体の侵害による損害賠償請求権は5年か20年

なお、生命・身体の侵害による損害賠償請求権（交通事故、業務中の事故、医療ミス等）の消滅時効は、特例として、不法行為あるいは債務不履行どちらで考えても、権利行使可能時から20年、知った時から5年に改正されました。

図1 時効期間と起算点に関する見直し

現状

	起算点	時効期間	具体例	適用に争いのある具体例
原則	権利を行使することができる時から	10年	個人間の貸金債権など	
職業別		1年	飲食料、宿泊料など	「下宿屋」の下宿料
		2年	弁護士、公証人の報酬、小売商人、卸売商人等の売掛代金など	税理士、公認会計士、司法書士の報酬、農協の売掛代金など
		3年	医師、助産師の診療報酬など	あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師の報酬など
商事		5年	商行為によって生じた債権	消費者ローンについての過払金返還請求権（判例上10年）

シンプルに統一化

改正法

	起算点	時効期間	具体例
原則	知った時から	5年	図2参照
	権利を行使することができる時から	10年	

図2 具体例

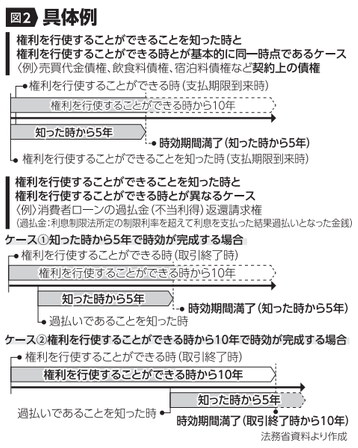

法務省資料より作成

☑①売掛代金債権の消滅時効の延長
□②個人保証人の保護（1）
□③個人保証人の保護（2）
□④賃貸借契約・売買契約

(株)きかんし 制作部 SUPER DIGITORIAL/EX V120